

令和3年度第2回西東京市緑化審議会会議録（別紙）

No.	委員	該当ページ	指摘内容
1	委員	全体	・デスマス調とデアル調が混ざっているのでどちらかに統一すると思います。
2		2	この図は解像度が粗いので、都市計画基礎調査の土地利用現況のデータを使うと良いのではないかと思います。
3		4	「東京都と土地所有者が協議を開始」を「東京都、西東京市、土地所有者が協議を開始」に修正元の文章ですと、東京都と土地所有者の2者が協議を開始したようにも読めるので、西東京市も入れた方が誤解がないように思いました。
4		8	(3) 環境について 文章の校正と図の差し替え
5		14	「保全エリア」と「活用エリア」としてエリア分けをすると、保全と活用がそれぞれ別物のように感じます。「計画の目的」にある「屋敷林として人の手が加えられ活用されることにより、保全されてきました」や「・・・保全と活用を一体のものとして捉え・・・」という考え方ややズレがあると思います。 「保全エリア」もイベントでの活用はするでしょうし、「活用エリア」でも基本は植生の保全を図るのだと思います。すなわち、上記のようなズレは、植生の「保全」・「活用」と、場（空間）としての「保全」・「活用」の2つの意味が混同して使われているために生じていると思われます。例えば、エリアの名称の方を変えることで、上記のような用語の混同を避けることが一案のように思います。この文章中の言葉を使うならば、保護エリア、活動エリア、などでしょうか。
6		17	この部分はP14の指摘とも関連します。 議事録の中で、委員も発言されていましたが、活用については、イベント等での場としての活用に加えて、植生の維持管理の中で出る資源をどう活用していくか、という視点が加わると思います。

12		①ですます調に統一する
13		②本質的な価値（元々屋敷林が持っている変わってはいけないもの）と現代的な意義（新たな魅力）の章を設けてはどうか
14		③②に関係するかもしれませんが、「こもれび」「ひだまり」「人の居る（生活している）風景」というキーワードがあるとよいのではないかと。+人の手により変化するという点も
15	目次	第3章として「下保谷四丁目特別緑地保全地区の本質的価値と現代的意義」を設ける
16	1	「下保谷四丁目特別緑地保全地区で 実施される」に「今後」を追加
17	2	「下保谷地域」・「武蔵野地域」の範囲や考え方を註で入れる
18	2	図に川の位置を表示する
19	3	ゾーンの図を入れてはどうか。
20	4	【歴史の中の下保谷】この部分は全面見直しを あとで素案を送ります
21	4	■高橋家略歴 屋敷林など敷地の略歴？そうでなければ「おかしらと呼ばれるようになる」など入るほうがよいのではないかと。
22	4	■下保谷四丁目特別緑地保全地区の経緯 「平成25年7月5日 特別緑地保全地区の土地の買取り決定」は購入したとき？下保谷四丁目特別緑地保全地区となった日ですか？
23	5	母屋の前庭の話を入れる
24	9	母屋の間取り図を入れる（武蔵野の民家の特徴の田の字型がわかるのではないかと）
25	10	■屋敷林での社会教育活動 はここに入れるべきか。入れるのであれば、タイトルに（歴史文化の未来への継承）を追記
26	11	（6）管理・運営について 以前から市民活動に供され、それに参加する人たちが管理に関わっていたということプラスしたほうがよい
27	11	「西東京市みどり公園課と協力して」→？
28	11	■下保谷四丁目特別緑地保全地区の管理・運営上の現状と課題 現状と課題を分けて書く 現状について、どこまでが市民活動で行われているか（OR行政が行っているか）分かるようにする ①担い手について 現状「行政と保存会が管理・運営している」を追加 ③市民などへの認知・周知について 現状「野草園の運営や様々なイベントを行っている」、課題「しかし、認知度がまだまだ低い」を追加
29	14	「母屋・駐車場ゾーン」と「前庭ゾーン」の名称がわかりづらい。代案まだ思いつかないのですが…
30	14	野草園は活用エリアではないかと。（もともとの屋敷林とは異なる「植物園」なので）
31	16	（2）①イベントの企画・実施 屋敷林の一般公開などはすべて行政からのアプローチなので、市民が主体となる活用についても一項目設けたほうがよい。それを行政がバックアップする形。
32	16	「広報活動の拠点として、事務所の導入を検討」を「広報活動の拠点となる場の設置」に修正
33	17	■今後のスケジュール（案）については、市民主導のものも入れたほうがよいのではないかと。
34	18	「西東京市文化財保存・活用計画」も入れる？これがR6年以降「文化財保存活用地域計画」となる予定
35	19	「西東京市文化財保存・活用計画」をどこかに位置づける？（R6年をめぐりに「西東京市文化財保存活用地域計画」に移行予定）
36	20	市民と住民ボランティアの関係性がわかりにくい
37	20	その他のプレイヤーの「親子」とは？

委員

42	委員	4	高橋家の略歴年表のなかで、昭和49年に主屋建築となっていますが、これ以前の主屋が建っていたわけで、それを感じられるよう、江戸末期～明治初期の欄に「屋敷林の形成及び屋敷地内の建造物（主屋及び蔵・離れ・井戸屋形等の付属屋）の建築」などとしておいてはどうでしょうか。
43		9	井戸屋形については記載しませんか？
44		14	保全エリアと、活用エリアが設定され、判り易くなったように思います。ただ、ゾーンと、エリアの言葉の使い方が逆の様にも思いますが、どうでしょうか。 ゾーンの方が、目的をもった区分を示す際に用いられることが多く（事例：世界遺産のバッファゾーン）、エリアは、ある部分を示す言葉のように思います。 ⇒保全ゾーン、活用ゾーン しかし、既に地元の皆さんが、既存のゾーンの呼び方で定着している場合は、特にこだわりませんので、現状のままでも良いかと思えます。
45		14～15	15頁に入る前に、保全エリアと、活用エリアの、各エリアの主旨説明を一言加えてはどうでしょうか。 例えば：保全：高橋家住宅の屋敷林の植生が残されているため、これを保全していくことを優先するエリア。 活用：高橋家住宅の屋敷林の植生は残されており、今後の市民が活動するための場所として整備してよいエリア。
46		15	各ゾーンが、いつどのように形成されたのか、判る頁はどこでしょうか（見つけられていないだけかもしれません、すみません）。例えば野草園がいつ形成されたのかなどの経緯を踏まえて、方針がみえるようになると良いかと思えます。
47		18	文化財保護法上の現状と課題： ・建造物を国登録にするのであれば、主屋よりも土蔵かなと思います。 文章では、「母屋や土蔵などの建造物を文化財として…」としていただくと良いかと思えます。
48		18	・屋敷地を文化財にすることは、可能性はないのでしょうか。 ①屋敷地を、国登録記念物（名勝）に登録 ②屋敷地を、市指定記念物（名勝）に指定
49			・「文化財保存活用地域計画」は、既に策定されているのでしょうか？ 市として未策定の場合は、「今後『西東京市文化財保存活用地域計画』を策定する場合に」としておいた方が良いかと思いました。
50			・建築基準法上は、今後の活用をふまえて絡んでくることはないのでしょうか。 建物の面積・活用方法に応じ、現在の用途は何か、今後の用途は何か、というところで、用途変更が必要か、必要ないかということが確認できていればと思います。 また、大規模修繕になった際には、確認申請が必要か、ということも確認できればと思います。
51			・消防法では何か関連事項がありますか？使用方法等に応じ、防災設備の設置義務や届出など。
52			・以前も確認したかもしれませんが、その他、市の条例などは特に絡んでこないのでしょうか。

53	委員	<p>●基本方針について、矛盾点があることを懸念しておりましたが、今回文章が変わったので、その点は整合性がとれるようになったと思います。</p> <p>●ただ、林地の保持については、説明や方針がまだ不足のように感じられます。</p> <p>「別に管理方針を作る」とは書いてありますが、もう少しこの本計画に書いておくべきではないでしょうか。</p> <p>16頁の「保全について」のところ、植生の管理が（点検、剪定、除草）とありますが、樹木をまず管理保全しないところを維持できません。草と同一視しない方がいいと思います。除草よりは除伐の一言が大事と考えます。（除伐については15頁の一覧には書いてあるので、ぜひここにも書いてください。）</p> <p>樹林を管理するには、</p> <p>樹木の管理は自然の繁茂にまかせるのか？（ここ30年でシラカシの若木とヤブツバキで77本も増えて密になった。）</p> <p>樹種（どんな樹で構成をするのか、邪魔をする樹をどうするのか。）</p> <p>樹高（どれぐらいの高さで管理するのか。剪定の基準。）</p> <p>密度（風も通らない密度を認めるのか。）</p> <p>まとめて言えばどんな林相として残して行くか、これが最大のポイントであるにもかかわらずそこが明確になっていません。</p> <p>委員からも「植生調査報告書」で遷移による崩壊が進んでいることを指摘されていますが、これからもヤブツバキ、シラカシなどの広葉常緑樹は増え続けます。</p>
54	委員	<p>委員の「植生調査報告書」の棒グラフが、全樹種の表ではグラフ棒が2019年青、1989年朱となっていますが、個々の樹木の表では色が反対になっています。訂正をお願いします。</p> <p>そして、この表が一番基準になるものと思いますので、活用してほしいと思います。</p>
55	委員	<p>15頁の一覧の中の管理方法で、萌芽更新の説明がされていますが、萌芽更新は雑木林の手法で、本々屋敷林には萌芽更新という手法はありません。関係のないものは書く必要がないと思います。</p>

57	委員	1	「西東京市の北東、練馬区西大泉地区に隣接し、」を追加する。
58		2	地図について、市全域ではなくヤシキリン通信創刊号裏面のような周辺地域にしぼった図を入れる 活動を点から面へ広げる目的なので、西東京市における特緑の位置関係よりも、特緑を中心とした周辺の緑・文化・歴史施設の位置関係のほうが大切である。また、駅名も入れる。
59		3	所在地は、東京都西東京市下保谷四丁目7番4に訂正する。
60		3	ゾーン図を掲載する。
61		5	図があたかも現状の屋敷林と思われるので、説明を追加する。 「武蔵野の屋敷林には、青梅街道や五日市街道に沿った街道型と比較的地下水位が高いところでの散居型があります。」
62		6	各調査について、「(秋山好則氏作成)」「(椎名豊勝氏作成)」を追加する。また、文中に「大幅に減少したのは、」を追加し、「合計で144本となっており、その他の数量は増えています。」は削除する
63		7	前庭ゾーンに「モミジ」、高木林ゾーンに「ツバキ」、草地ゾーンに「カヤ、セイタカアワダチソウ」を追加する
64		7	図について「旧高橋家屋敷林樹冠投影図(東西南北の枝張り)(椎名豊勝氏作成)高木層(樹高20m以上)・亜高木層(樹高8m以上20m未満)・低木層(樹高8m未満)」を追記
65		8	学術用のグラフのため一般人にわかりやすくする。実験実施日時やキーワードの追加。
66		9	母屋の間取りを追加する。
67		9	離れについて説明を加筆修正する。
68		10	「下保谷の中の高橋家」における記述と整合を図るため、生業については「代々、野菜のほか養蚕、藍栽培、製茶、たくあんの製造」とする。
69		10	「市民の交流の場」として活用されてきたことを追加。
70		10	「国の登録有形文化財となっている近隣屋敷林の「高橋家住宅」」に修正する。
71		11	高橋家保存会の活動について具体例を記載する。
72	13	「こもれび」と「ひだまり」の屋敷林をキャッチフレーズにする。「旧高橋家屋敷林調査報告書」中の写真2点「こもれびの屋敷林」「陽だまりの屋敷林」を入れる。	
73	15	ここは以前、畑や栗林だった場所 現状は見ごたえのあるサクラやモミジ、ハクモクレンなどがあり、また藍畑や野菜畑があり、さらにツリークライミングを行うことができる高木もある複合的なエリアである。そのため活用の基本方針においては保全を前提に十分検討する必要がある。 以上の点から、「建物・駐車場ゾーン」を「建物・前庭ゾーン」、「前庭ゾーン」を「畑ゾーン」に変更してはどうか。	
74	15	「・高さと枝張りを抑えるため、枝打ち(強剪定)を実施する。」は、いつ・誰の意見か。「検討する」に留めたほうがよいのではないか。	

75	委員	5	<p>4ページの■下保谷四丁目特別緑地保全地区の略歴のあと、すぐに■屋敷林の植生の概要となっていて、そもそも屋敷林とは何か、なぜこういう植生が必要かの説明がないので、この説明を歴史的経緯や地理的特徴を含め概略を解説してほしい。</p>
76		4	<p>【歴史の中の下保谷】には、入植の経緯は触れられているが、屋敷林については全く触れられていない。10ページの(5)歴史・文化についての中でも、屋敷林はすでにあるものとしての記述で、何の目的でどのように形成されてきたかの記述がない。</p>
77		5	<p>(2) 植生について■屋敷林の植生の概要で現状の植生ごとの特徴・目的が記述されてはいるが、はじめに屋敷林の意義や目的、歴史的経緯や地理的特徴を記述したほうが分かりやすいと思う。</p>